

相模原市鳥獣被害防止計画(案)

平成31年3月策定

計画の策定に当たって

本来、鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、市民の豊かな生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。

しかしながら、近年、農山漁村地域において、野生鳥獣による農林水産業等への被害は深刻な状況にある。

本市においても、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の野生鳥獣の生息区域の拡大とともに、農作物や市民生活への被害も多く見られるようになってきた。

このことは、特に中山間地域において、営農意欲の低下と少子高齢化による農村環境の減退とあいまって、耕作放棄地が拡大する大きな要因の一つとなるとともに、市民の日常生活の安全・安心を脅かしている。

このため、本市は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づき、市民、関係機関及び行政が一体となって取り組む「相模原市鳥獣被害防止計画」を策定する。

目次

1	対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1)	被害の現状(平成29年度)	1
(2)	被害の傾向	3
(3)	被害の軽減目標	4
(4)	従来講じてきた被害防止対策	4
(5)	今後の取組方針	5
3	対象鳥獣の捕獲等に関する事項	6
(1)	対象鳥獣の捕獲体制	6
(2)	その他捕獲に関する取組	6
(3)	対象鳥獣の捕獲計画	6
(4)	許可権限委譲事項	7
4	防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	8
(1)	侵入防止柵の整備計画	8
(2)	その他被害防止に関する取組	8
5	対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	8
(1)	関係機関等の役割	8
(2)	緊急時の連絡体制	9
6	被害防止施策の実施体制に関する事項	10
(1)	協議会に関する事項	10
(2)	関係機関に関する事項	11
(3)	鳥獣被害対策実施隊に関する事項	11
(4)	その他被害防止施策の実施体制に関する事項	11
7	捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	11
8	捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項	11
9	その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	12

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ及びツキノワグマ
	鳥類	カラス、ムクドリ、キジ、ドバト、スズメ及びカワウ
計画期間	平成31年度～平成33年度	
対象地域	神奈川県相模原市	

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成29年度) (自家用農作物は除く。)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
ニホンザル	野菜類	0.56ha	2,283千円
	いも類	0.10ha	262千円
	果樹	0.04ha	80千円
	合計	0.70ha	2,625千円
ニホンジカ	野菜類	0.30ha	654千円
	豆類	0.30ha	94千円
	合計	0.60ha	748千円
イノシシ	野菜類	0.90ha	1,853千円
	いも類	0.23ha	191千円
	果樹	0.01ha	6千円
	豆類	0.02ha	4千円
	稲	0.01ha	1千円
合計	1.17ha	2,055千円	
アライグマ	野菜類	0.01ha	7千円
	いも類	0.01ha	4千円
	豆類	0.09ha	86千円
	合計	0.11ha	97千円
ハクビシン	野菜類	0.15ha	931千円
	いも類	0.01ha	1千円
	果樹	0.01ha	14千円
	合計	0.17ha	946千円
カラス	豆類	0.01ha	10千円
	合計	0.01ha	10千円
その他鳥類	豆類	0.06ha	25千円
	合計	0.06ha	25千円
合計		2.81ha	6,506千円

被害数値(面積及び金額)については、端数処理の関係から合計数と一致しない。

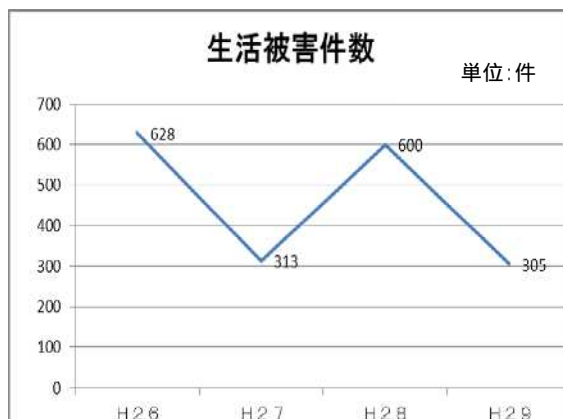
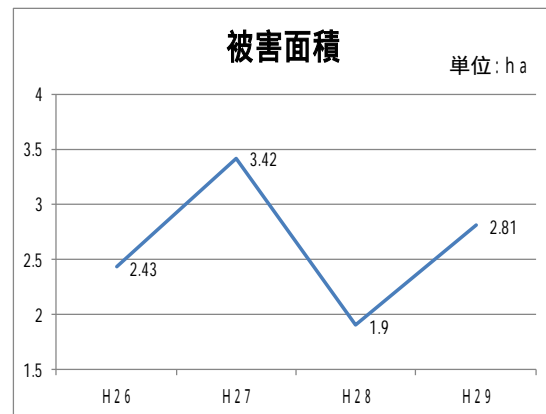
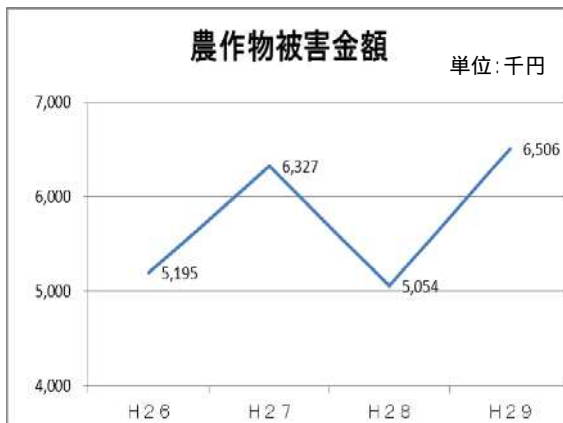
(参考1) 自家用農作物被害面積(平成29年度) (ha)

動物種	野菜	イモ類	豆類	果樹	計
ニホンザル	0.68	0.11		0.87	1.65
ニホンジカ	0.06				0.06
イノシシ	0.18	0.45	0.01	0.05	0.68
合計	0.91	0.56	0.01	0.92	2.39

端数処理の関係から合計数と一致しない。

(参考2) 生活被害件数(平成29年度)

動物種	屋外の物品等の損傷	屋内の物品略奪	人家侵入	生活上の脅威	騒音	飛びかかる等威嚇	計
ニホンザル	7	1	4	44			56
ニホンジカ				3			3
イノシシ	33			28			61
アライグマ	33	1	15	43			92
ハクビシン	12		23	12			47
タヌキ				4			4
カラス	2			21		1	24
その他獣類				2			2
その他鳥類	9			3	4		16
合計	96	2	42	160	4	1	305



(2) 被害の傾向

○ニホンザル

本市でのニホンザルによる被害は、年間を通じて津久井地域の中山間地域で発生しており、果樹、野菜類等の農作物被害が拡大している。また、生活上の脅威等の生活被害も発生している。本市においては、南秋川地域個体群(K1、K2、K3、K4及び恩方群)と丹沢地域個体群(ダムサイト、ダムサイト分裂及び川弟分裂群)の行動域となっており(第4次神奈川県ニホンザル管理計画)、追払い用具により、追払い隊、地域の自主防衛組織等による追払い等を実施しているが、多くの群れが広範囲に出没を繰り返している。

○ニホンジカ

本市でのニホンジカによる被害は、津久井地域で発生している。農作物被害をはじめ、山の中の樹木や木の皮が食害を受ける等、年間を通じて被害があり、近年は出没状況も増加傾向にある。特に餌の少なくなる冬期になると人家周辺など生活圏内においても目撃されることがあり、最近では市街地にも出没し、生活被害を及ぼしている。また、ニホンジカは、ヤマビルの運搬生物とされており、ヤマビルの生息域が拡大し、農業者、地域住民、観光客等への吸血被害も誘発している。

○イノシシ

本市でのイノシシによる被害は、特に津久井地域の中山間地域での被害が顕著である。農作物の生育期や収穫期には農作物被害が集中しているが、近年においては、人家周辺においても目撃情報が多く、年間を通じて、住宅敷地等の掘り返しなどの生活環境への被害も発生している。また、イノシシは、ヤマビルの運搬生物とされており、ヤマビルの生息域が拡大し、農業者、地域住民、観光客等への吸血被害も誘発している。

○アライグマ

本市でのアライグマによる被害は、ほぼ市内全域において発生しており、農地での出没や住宅侵入等の生活被害も発生し、農作物や生活環境の被害の増加が懸念される。

○ハクビシン

本市でのハクビシンによる被害は、ほぼ市内全域において発生しており、農地での出没や住宅侵入等の生活被害も発生し、農作物や生活環境の被害の増加が懸念される。

○アナグマ・タヌキ

本市でのアナグマ、タヌキによる被害は、主に津久井地域の里山において発生しており、農地や住宅地に出没し、農作物や生活環境の被害の増加が懸念される。

○鳥類

本市での鳥類による被害は、市内全域において発生しており、群れをなしての農地での出没や住宅地での生活被害も発生し、農作物や生活環境の被害の増加が懸念される。また、カワウによる被害は、湖を含む相模川流域一円で発生しており、アユ、ワカサギ等を捕食し、魚類の繁殖への影響が懸念される。特に、4月初旬の稚アユの放流等への影響は深刻な問題になっている。

○ツキノワグマ

本市でのツキノワグマは、主に緑区の山間部において目撃等され、人里においてもしばしば目撃されているが、現状では、農作物被害や生活被害は発生していない。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成 2 9 年度)	目標値 (平成 3 3 年度)
被 害 金 額	6,506千円	4,554千円
被 害 面 積	2.81ha	1.96ha
被 害 減 少 率		被害金額及び被害面積と もに30%以上削減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する 取組	<p>ニホンザル 第 4 次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき対策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追払い監視員、猟友会、専門業者及び地域住民による自主防衛組織により追上げ及び追払いの実施(動物駆逐用煙火等の追払い用具、銃器等) ・ 箱わな、囲いわな、麻酔銃及び銃器(空気銃を含む。)による捕獲 <p>○ニホンジカ 第 4 次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき対策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ くくりわな及び銃器による捕獲 <p>○イノシシ ・ くくりわな及び箱わな(一部銃器)による捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農協が主体となり、地域住民、農業者及び猟友会による竹檻及び箱わなによる捕獲 <p>○アライグマ 第 3 次神奈川県アライグマ防除実施計画(後継計画を含む。以下同じ。)に基づく捕獲を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門業者による捕獲 ・ 住民等による箱わな捕獲 <p>○ハクビシン 市の許可による捕獲を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等による箱わな捕獲 ・ 住居侵入等の生活被害については、専門業者による捕獲を実施 <p>○アナグマ・タヌキ 市の許可による捕獲を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害や農業者の高齢化に伴い、農地が荒廃化し、鳥獣の住処となっている。 ・ ニホンザルの行動域が広いため、効率的なわな捕獲が困難である。 ・ 隣接都県とニホンザルの管理や捕獲方法に違いがあり、広域的に連携した対応ができない。 ・ 農業者の高齢化等により自主的な追上げや追払いが困難な地域がある。 ・ 野生動物の生息域が山間部から人家周辺へと広がってきており、追払いや捕獲が困難となっている。 ・ ニホンジカ、イノシシ等の生息域拡大に伴い、ヤマビルの生息域も拡大している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等による箱わな捕獲 ○鳥類 <ul style="list-style-type: none"> 市の許可による捕獲を実施 ・猟友会等による銃器捕獲 ○ツキノワグマ <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県等関係機関と連携して対応 	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○広域獣害防護柵は、平成16年度までに緑区青山、鳥屋、青野原、青根及び牧野地区で、シカ柵11.5kmを設置。地域で維持管理し、市は補修及び修繕並びに原材料の支給を実施 ○緑区澤井の大日野原にサル柵(2.1km)を設置 ○農業者等が農作物の防護のため設置する柵等の設置に要する費用に補助金を交付 ○ヤマビル生息域の環境整備事業を実施する団体に対し、活動費の助成を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と協働した防護柵の維持管理方策を検討する必要がある。 ・電気柵の機能維持

(5) 今後の取組方針

相模原市における被害対策の実施に当たっては、被害を受けている農業者及び地域住民と相模原市有害鳥獣対策協議会や相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会が市と連携し、一体的な取組を進める。なお、鳥獣被害対策実施隊の設置については、今後検討を進める。

ニホンザル

第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、一部の群れの全頭捕獲を含めた個体数調整を積極的に進める。また、市民自らが積極的に追い上げ、追払い等を行うための地域による自主防衛組織の設置を推進するとともに、GPSによるニホンザルの個体群の位置情報システムを構築し、農業者や地域住民に周知し、自主的な防衛対策を図ることを検討する。

○ニホンジカ

第4次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、銃器、箱わな及びくくりわなによる捕獲を実施する。また、侵入防止のための広域獣害防護柵の設置を検討し被害軽減を行う。

○イノシシ

神奈川県イノシシ管理計画に基づき、銃器、箱わな及びくくりわなによる捕獲を実施する。また、地域による自主防衛組織の設置を推進するとともに、侵入防止のための広域獣害防護柵の設置を検討し、被害軽減を行う。

○アライグマ

第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲を実施する。また、専門業者による捕獲や住民等による箱わな捕獲を実施する。

○ハクビシン・アナグマ・タヌキ

箱わなによる捕獲を実施する。また、地域住民や農業者自らが捕獲等の対策を行うための支援や農地への侵入防止のための防護柵の設置に対する補助等を行う。

○鳥類

銃器や大型捕獲檻等による捕獲を実施する。地域住民や農業者自らが捕獲等の対策を行うための支援や農地への侵入防止のための防護柵の設置に対する補助等を行う。

○ツキノワグマ

神奈川県等と連携して対応を行う。

○その他

- ・集落単位での獣害防護組織と協働で設置する広域獣害防護柵の取組を推進する。
- ・ドローン(小型無人飛行機)を活用した野生生物の実態把握、追払い等の実用化に向けた取組を行う。
- ・ヤマビル対策については、大型鳥獣等の捕獲を進めるとともに、生息域の拡大を防止するため、地域ぐるみの環境整備等の取組に対しての支援を行う。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 相模原市有害鳥獣対策協議会
- 相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会
- 猟友会
- 農業協同組合
- 鳥獣被害対策実施隊(計画期間内に検討)

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ	・捕獲、駆除等の被害防除の取組
平成32年度	アライグマ、ハクビシン、アナグマ	・捕獲に効果的な資機材の導入
平成33年度	タヌキ及び鳥類	・農業者等の狩猟免許取得の支援

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンザル及びニホンジカについては、第4次神奈川県ニホンザル管理計画及び第4次ニホンジカ管理計画に基づいて毎年度策定される管理事業実施計画により捕獲頭数を決定し、管理捕獲を実施する。</p> <p>捕獲の実施に当たっては、野生動物の生息域の変化や被害状況をモニタリングして行う。</p> <p>また、ニホンザルの個体群(K1、K2、K3、K4、恩方、ダムサイト、ダムサイト分裂及び川弟分裂)については、個体数が増加傾向にある群れや地域住民等へ被害を与えるおそれがある群れについては、全頭捕獲を含めた個体数調整を行うことができるように</p>

神奈川県と協議する。

その他の対象鳥獣については、有害鳥獣捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ	250頭	250頭	250頭
イノシシ	300頭	300頭	300頭
アライグマ	150頭	150頭	150頭
ハクビシン アナグマ タヌキ	100頭	100頭	100頭
鳥類	300羽	300羽	300羽

- 1 ニホンザルの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画における群れの管理計画(平成30年度の捕獲対象群は、被害が確認できているK1、K2、K3、K4及びダムサイト分裂群)に基づき定めるため目安数とする。
- 2 ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため目安数とする。
- 3 アライグマの捕獲頭数は、第3次神奈川県アライグマ防除実施計画で設定していないため、過去3か年の捕獲頭数から設定した目安数である。

捕獲等の取組内容

銃器：年間を通じ、山間部及び山林に隣接している農地を中心に実施する。

わな：年間を通じ、箱わな及びくくりわなを使用して捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	<p>該当なし</p> <p>【権限委譲済】タヌキ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く。)、 チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、 イノシシ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ、ゴイサギ、 マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、 ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、 バン、コジュケイ、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、 ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ及びオナガ アライグマ(第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく届出)</p>

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ	対象地域の検討	広域獣害防護柵設置	広域獣害防護柵設置

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31 ~ 平成33	ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン アナグマ タヌキ 鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・里山整備による生息環境整備 ・地域学習会の開催 ・自主防衛組織の設置推進 ・農作物被害調査 ・放任果樹等の除去指導 ・ニホンザル追い上げ及び追払い ・ニホンザルの群れの位置情報提供 ・捕獲の指導

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

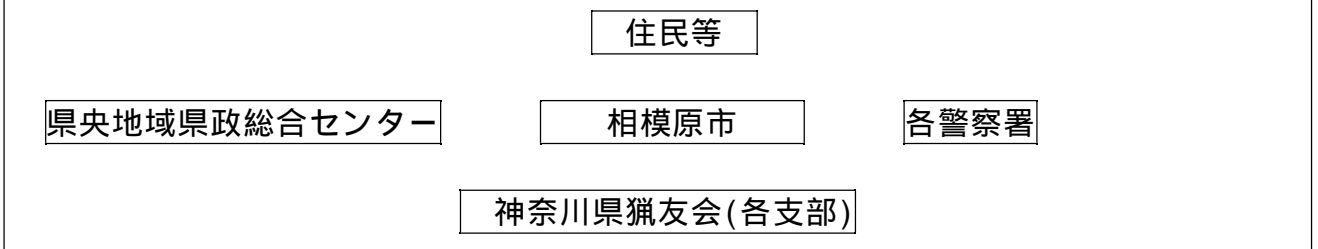
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
相模原市	現地調査、情報の集約、住民等への注意喚起及び捕殺依頼
神奈川県県央地域県政総合センター	情報の共有
神奈川県猟友会 (相模原・相模原南・津久井支部)	パトロール及び捕殺
その他関係機関	パトロール等の協力及び緊急対応

(2) 緊急時の連絡体制

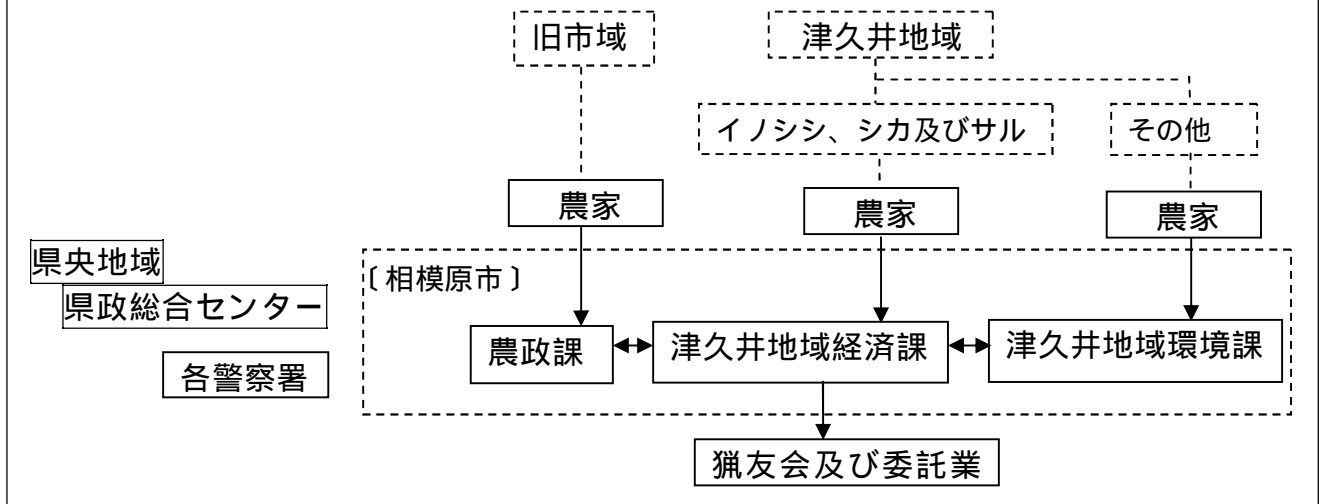
ア 基本事項

○住民等 緊急連絡受信機関(相模原市) 関係機関



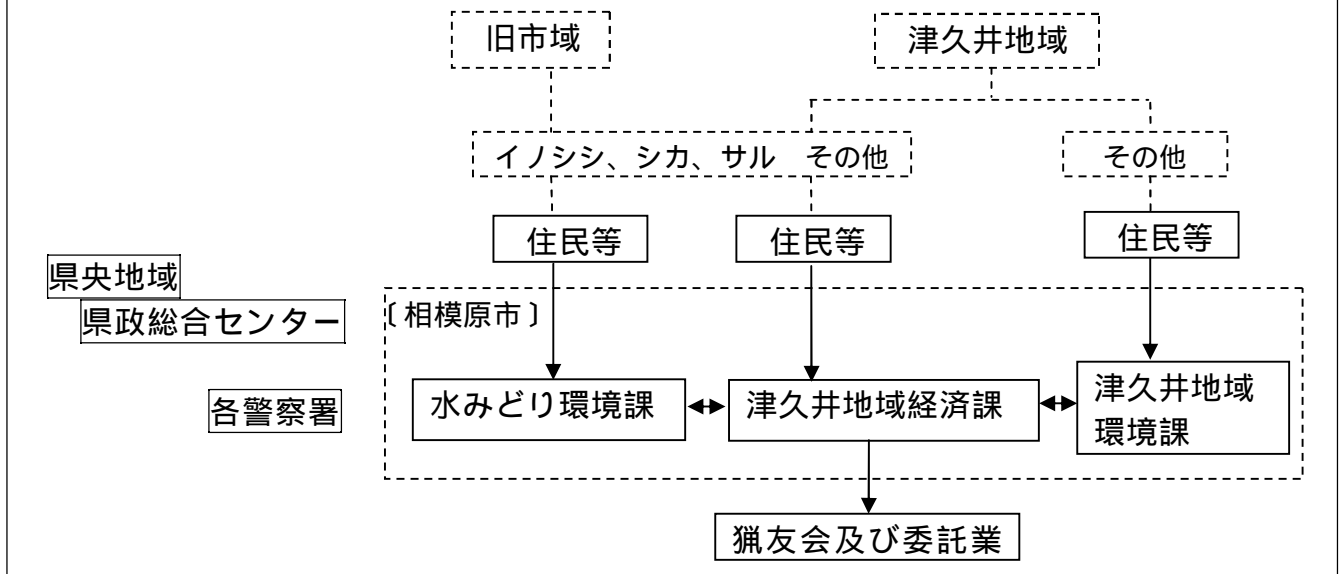
イ 野生鳥獣(ア) 農業被害

○農家 緊急連絡受信機関(相模原市) 関係機関

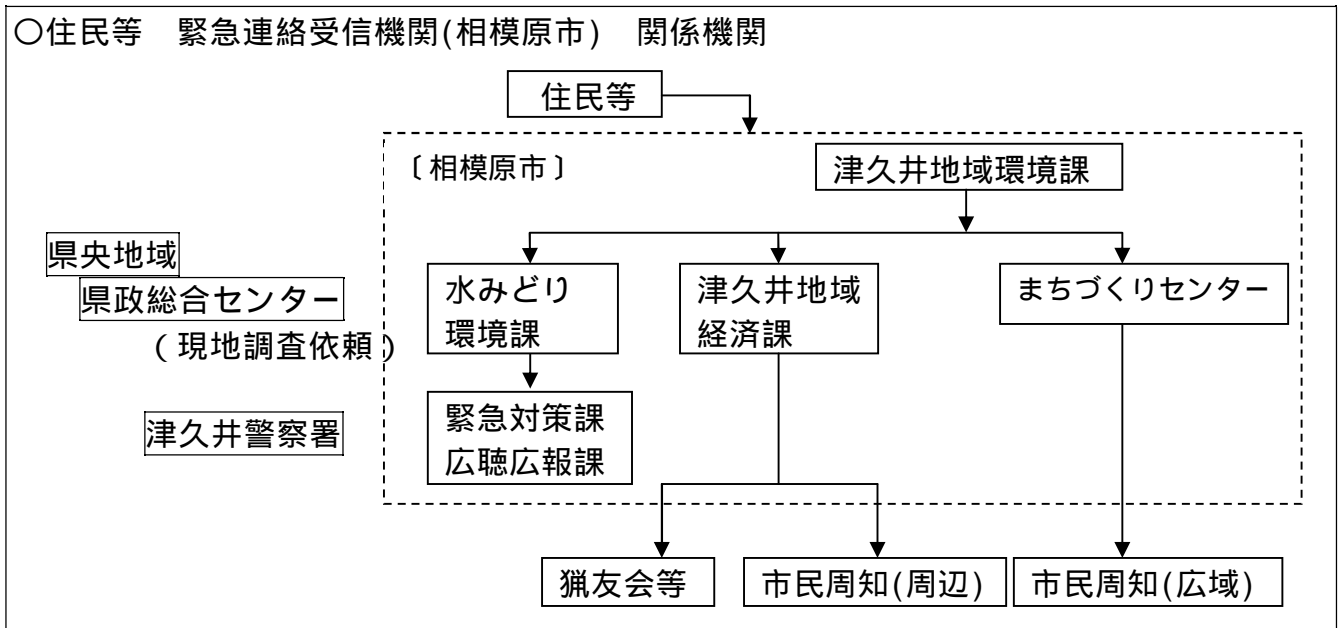


イ 野生鳥獣(イ) 生活被害(ツキノワグマを除く。)

○住民等 緊急連絡受信機関(相模原市) 関係機関



イ 野生鳥獣(ウ)生活被害(ツキノワグマ)



6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	相模原市有害鳥獣対策協議会	
構成機関の名称	役 割	
相模原市農業委員会	農地の利用における有害鳥獣に係る情報の提供	
相模原市自治会連合会	地域の住民代表としての情報提供及び有害鳥獣に係る情報の共有	
神奈川県猟友会相模原支部	有害鳥獣に係る情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施	
神奈川県猟友会相模原南支部	有害鳥獣に係る情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施	
神奈川県猟友会津久井支部	有害鳥獣に係る情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施	
鳥獣保護管理員	野生鳥獣に係る専門的助言及び指導並びに情報の共有	
相模原市農業協同組合	地域農業者の有害鳥獣に係る情報の提供及び被害防止に関する指導	
神奈川つくい農業協同組合	地域農業者の有害鳥獣に係る情報の提供、被害防止に関する指導及び計画に基づく事業の実施及び協議会の事務局	
津久井郡森林組合	有害鳥獣に係る情報の共有	
野生鳥獣に関する有識者	適正な野生鳥獣の共生と管理のための助言	
相模原市	津久井地域経済課	有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供及び協議会の庶務
	農政課	有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供
	水みどり環境課 津久井地域環境課	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会	有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供
相模原市みどり組合連絡協議会	有害鳥獣・被害防止対策に係る情報の提供
神奈川県県央地域県政総合センター環境調整課	被害状況の集計及び情報提供
神奈川県農業技術センター北相地区事務所	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計及び情報提供
神奈川県自然環境保全課平塚駐在事務所(かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援及び情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市内における鳥獣による農林業等に係る被害の状況を踏まえ、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため、鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による被害の拡大が見られる場合は、協議会の構成機関と連携し、構成員の追加や役割の再検討を行う。
また、鳥獣被害防止に関する窓口及び取組体制の強化を図る。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○捕獲した有害鳥獣について
捕獲後、速やかに衛生に配慮し、焼却処分又は埋設を行う。
○ニホンザルについて
第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、個体の処分を行う。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

鳥獣の食肉(ジビエ)等について
捕獲方法や食材としての安全性、安定的な供給、流通及び販売を含めた事業の採算等の様々な課題について、検討を行う。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- 地域住民に野生鳥獣に対する知識と野生生物との共生の重要性の理解を求める。
- この計画に記載した事項以外については、関係機関と連携し、効果的な方法を検討する。

相模原市鳥獣被害防止計画（案）

発行 平成31年3月

編集 相模原市 環境経済局 経済部 津久井地域経済課
〒252-5172

神奈川県相模原市緑区中野633番地

TEL 042-780-1416

FAX 042-784-7474

E mail tsukui-keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp
